

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会
第2回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和7年10月8日（水）14：56～16：40

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

園田部会長、森本委員

労働者代表委員

熊野委員、上甲委員、竹箇平委員

使用者側委員

阿部委員、河端委員、増田委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 資料説明
- 3 金額審議
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

○賃金室長

皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、公益代表の武井委員が御欠席ですが、8名の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しております、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、園田部会長、これから議事進行をよろしくお願ひいたします。

○園田部会長

部会長の園田でございます。円滑な審議につき、御協力を願い申し上げます。

ただ今から、第2回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は金額審議を行いますので、第1回合同専門部会で決定しましたように、会議は非公開といたします。

議事に入る前に、公益委員からお願ひがございます。

第1回合同専門部会で本審の会長からありました、確認事項について申し上げます。

特定最賃の審議におきましては、労使のイニシアティブにより、労使の歩み寄りによる合意、または採決での全会一致による結論が得られますよう、御協力をお願ひします。

審議は、「改正の必要性有り」との本審の答申を前提としていますので、現行の金額から1円以上引き上げるとともに、地域別最低賃金より1円以上、上回る必要があります。

愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率がそのまま影響するものではないということにも御留意願います。

各産業における実態がわかるような具体的な資料がございましたら、お示しいただくとともに、労使の御主張につきましては、聞き間違いや記録誤りを防ぐため、意見、考え方の主要な部分だけでも結構ですので、公益委員と事務局へ書面で御提出いただきますようお願ひします。

なお、電子・デバイスの特定最低賃金は労働協約ケースとなっており、複数の金額の異なる労働協約によって申し出がなされたときには、労働協約の中で最も低い賃金額が共通の協約額となり、最下限の協約額が事実上の上限となります。事務局に確認いただいたところ、今年度は、1時間1,184円になりますので、御留意ください。

ただ今申し上げた点につきまして、御理解と御協力をお願ひいたします。

それでは、議事項番2「資料説明」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

1ページの資料No.1は委員名簿になります。説明では、業種を「電機器具等製造業」と省略して説明します。

3ページの資料の資料No.2は、時間額、引上げ額、引上げ率に加え、未満率と影響率の年次別推移表となっています。

5ページは、時間額と引上げ率の推移に関するグラフとなっています。

折れ線グラフは、赤色が電機器具等製造業の最低賃金で、青色が地域別最低賃金です。

棒グラフは左側が電機器具等製造業最低賃金の引上げ率で、右側が地域別最低賃金の引上げ率になります。

7ページの資料No.3は、電機器具製造業最低賃金の適用範囲を示したものになります。

9ページの資料No.4からは、最低賃金基礎調査結果で、愛媛県最低賃金及び各特定最低賃金の改正審議に必要な調査の結果を取りまとめたものです。

11ページを御覧ください。

(1)は、特性値の推移について、過去5年間の調査結果を示しています。

表の左側に「中位数」、「第1・4分位数」、「第1・10分位数」、「第1・20分位数」という項目があります。「中位数」は、各労働者を賃金額の低い順に並べてちょうど真ん中にあたる労働者の賃金額を表しています。

「第1・4分位数」は低いほうから25%に位置する労働者の賃金額、

「第1・10分位数」は低いほうから10%に位置する労働者の賃金額、

「第1・20分位数」は低いほうから5%に位置する労働者の賃金額をそれぞれ示しており、25%値、10%値、5%値とも言います。

(2)は、第1・20分位数と最低賃金額との差、(3)は、未満率と影響率の推移、(4)は、特定最低賃金と地域別最低賃金に対する「優位率」の推移となっています。

13ページは、電機器具製造業の総括表となっています。

「中位数」、「第1・4分位数」、「第1・10分位数」、「第1・20分位数」をそれぞれに色付けをして示しています。

13ページから17ページの総括表の(1)は規模別と男女別、19ページから23ページの(2)は年齢区分別のものです。

25ページは、電機器具製造業の「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係」です。

最低賃金の引き上げ額ごとに影響を受ける労働者数を表したものになります。例えば、25ページの表の項番32で、最賃額を32円引上げて1,070円とすると、19.18%、135名の労働者に影響が出てくることになります。

29ページ以降の資料No.5と資料No.6は、日本銀行松山支店と愛媛労働局が定期的に公表している最新の統計資料です。

資料No.5は2025年9月の企業短期経済観測調査結果の概要となります。

「良い」から「悪い」を減じた数値が「%ポイント」で示されており、マイナスは黒三角▲で表示されています。

愛媛県の業種別状況をまとめた表を御覧ください。

前回調査の2025年6月調査の「最近」と比べて、2025年9月調査の「最近」は、全産業で1ポイント、製造業でも1ポイント改善となっています。2025年9月調査の先行きは、全産業で3ポイント悪化、製造業では7ポイント悪化となっています。

37ページの資料No.6は、愛媛労働局が発表した令和7年8月分の管内の雇用失業情勢で、ハローワークにおける求人倍率等の指標になります。最新の令和7年8月の有効求人倍率は、1.45倍と前月と同水準となっており、全国の1.20倍を上回っています。

39ページの「II雇用失業情勢判断」を見ると、求人が求職を上回って推移しており、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。

事務局からの説明は、以上でございます。

○園田部会長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いいたします。

○上甲委員

資料 13 ページの賃金調査の件ですが、男女の記載はされていますが、男性と女性の人数の差もありますし、年齢層を見ると、男性層というのは 60 歳以上の方ではないかなということと、もう 1 つ、女性が最低賃金の近傍で人数が増えていることということがあります。女性の年齢層で見ると見づらいところがあるのですが、労側としては、いわゆる「103 万の壁」などで、本来ならもっと働けるのに、抑えている方がいるのではないかということを思っています。

それがあるがために、影響率が高くなるということもあり得るので、少しそういった要素もあるのではないかということも踏まえていただき、今回議論するのは基幹的労働者の賃金でございますので、そういう要素もあるということで、一部影響率が高いと見ると少しマイナスに論議が振られてしまうので、そういうことを指摘したうえでの論議ができればと思います。

○労働基準部長

おっしゃられる側面について、使用者側の方にもお聞きしたいのですけれども、働き控えというところで、「年収の壁」を意識するということになると、当然ながらその部分に人数が集中するということも考えられるかと思います。

もちろんそれだけではなくて、本来的には単価があって、そこに時間数を掛けてという話ですので、どれぐらいの実勢の賃金があるかというところも、あるかと思います。

もう少し高い時給の方が働き控えているということも考えられますし、男性のある程度の年齢に達した方々と、女性のパートタイムの方というのは、今の特定最低賃金の影響を受ける方に該当するかもしれません。

クロースさせて、働き控えとのデータの関連性というところまでは、なかなかお示しすることが難しいかと思います。

○園田部会長

他にございませんか。

○竹箇平委員

例年確認させていただいているのですが、電機特定最低賃金 1,038 円未満の方が 16 名、かつ、1,027 円を下回る方が 14 名おられるということで、例年によっては調査したタイミングの誤差云々ということは承知しているのですが、これは際限なくかなり下に行く可能性があるということも考えると、こここのところの調査も必要ではないかと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○労働基準部長

これは任意での統計調査となりますので、あまり調査の信憑性をやっている側自ら疑うのはどうなのかという話もありますけれども、どうしても時間で割り戻した時の計算誤りとか、回答にあたって誤りがあったことも考えられます。

レアケースではあるのでしょうかけれども、減額の特例を受けている場合も中にはあるかと思います。

後は、特定最低賃金が同じ業種でありながらも除外される部分の職種の方々も中に入っている可能性もあります。

全員が特定最低賃金を適用されていると考えると、理論上はゼロですけれども、どうしても調査の回答への正解性、それから適用されない労働者を含めての数字になっていること、そういう数字が含まれているので、どうしても特定最低賃金以下の部分が少ない数ではあるけれども、現状いるというデータになるということになります。

○竹箇平委員

分かりました。

○賃金指導官

補足をさせていただきますと、実際に調査を行った際に、調査票を拝見した中で、支払額が特定最低賃金額を下回る事例があれば、事業者の方に電話で連絡して確認させてもらっています。

月給の方で月の平均所定労働時間数で賃金額を出すと、特定最低賃金額を上回っている方が多いです。たまたま、6月の労働時間数が多かった時に、その月で見た時の時間単価が少なくなることがあって、多くはこの場合に該当します。

中には稀に特定最低賃金額を下回る方もいますが、その際には、我々の方からそのことを指摘しています。

○竹箇平委員

ありがとうございます。

○園田部会長

他にありませんか。

(発言なし)

○園田部会長

それでは、続きまして、議事項番3「金額審議」に入ります。

金額の審議方法について、事務局から説明をお願いします。

○労働基準部長

まず、昨年からの変更点を申し上げます。

例年は金額審議に入るとすぐに、「公・労」、「公・使」に分かれての二者協議を行っておりましたが、本年からは、労使双方の基本的な主張については、三者が揃う場で行つ

ていただきます。公益委員と事務局にそれぞれ書面の提出をお願いしておりますが、具体的な金額や算出の根拠以外の基本的な考え方、相手方にそのまま伝えて差し支えない部分を御主張いただきます。

これは、基本的な考え方を直接相手方に伝えていただくことで、これまで以上にしっかりと労使間の意思疎通を図り、労使のイニシアティブを発揮いただくことで、全会一致での結論を目指していただくためですので、御理解・御協力いただければと思います。

その後、各側に分かれての協議、具体的な金額提示に入りますが、労・使の委員の皆様は、それぞれ別室に移動して御協議いただきます。

協議が終わりましたら、こちらに戻っていただいて、「公・労」、「公・使」、それぞれ二者間での協議で、金額提示とその根拠を説明いただきます。

そして、それを交互に相手側に伝えながら、労使の意見の一致に至るまで、「公・労」、「公・使」協議を繰り返し行っていただきます。

予定の審議日程の中で、どうしても合意に至らない場合は、公益委員で協議し、双方の賛成を得られるように公益案の調整を行い、採決での全会一致を目指します。

それでもなお、いずれか一方の賛成が得られない場合には、公益案の採決を行うこととなります。

説明は以上です。

○園田部会長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、基本的な主張を3者が揃う場で、金額提示からは、各側に分かれて検討いただいた結果を公益との2者間でやり取りするという形で進めてまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

○園田部会長

ありがとうございます。

それでは早速ですが、労働者側委員から金額審議にあたっての基本的な主張の部分の説明について、20分を目安にお願いしたいと思います。

○竹箇平委員

電機産業は世界的な競争が激しさを増す中で、日本の技術力を支える大切な産業あります。製品の高性能化や、ＩＣＴの進展、また、カーボンニュートラルに向けた取り組みなど、社会の要請に答えるためには、日々の現場の努力が欠かせません。そして、その現場を支えるのは、言うまでもなく労働者です。労働者が安心して働き続ける環境を整えてこそ、技術は磨かれ、企業は発展し、地域も豊かになります。

しかし、現実には優秀な人材の確保や、若い世代の育成が難しくなりつつある昨今、今、ここで手を打たねば、人も技術も外へ流出するおそれがあります。

最低賃金の底上げは、労働者の生活を支えると同時に、地域経済を発展させ、産業全体の健全な競争を守るために不可欠だと考えております。

愛媛県の電機産業の特定最低賃金は、1,038 円です。一方で、船舶は 1,070 円、パルプは 1,050 円、はん用機械は 1,049 円と、いずれも電機より高く設定されております。

高度な技術や品質管理が求められている電機産業でありながら、こうした産業よりも低い水準で留まっているということは、非常に厳しい現実だと受け止めております。さらに地域別最低賃金との差は、過去 5 年間で 20 円圧縮されております。これは電機産業の高度な作業や責任に対して、特定最低賃金としての評価が低下している 1 つの表れであり、先々において若年労働者や技能取得労働者が地域別最低賃金に吸収されてしまう場合もあり、処遇の格差や働く意欲の低下につながりかねません。

次に引き上げを必要とする理由ですが、まず第 1 に、人材確保と定着です。電機産業の仕事は、精密な組み立てや検査、繊細な工程管理、そして継続的な技能の習得が欠かせません。こうした仕事の水準に見合う賃金の保障がなされていなければ、人材は集まりません。ほんの数十円の違いで、若者は待遇の良い職場を選びます。愛媛の電機産業に労働者を定着させるためには、最低限の差別化が必要です。

第 2 に、公平な待遇と技能促進です。電機産業で働くということは、「責任も大きいが、その分評価もされる。」こうした認識が広がることが、若者が技能を学び、働き続ける意欲につながります。賃金水準に差がなければ、どこで働いても同じと考え、電機産業を選ぶ理由がなくなってしまいます。

第 3 に、地域経済への波及効果です。賃金が上がれば消費が広がり、地元の小売業やサービス業に活気が生まれます。特定最低賃金の引き上げは労働者の生活支援であると同時に、愛媛の経済を元気にする施策であります。

次に産業間の公平性と電機の役割です。県内では船舶やはん用機械の特定最低賃金の方が高い水準となっていますが、電機産業の技術力が決して劣っているわけではありません。むしろ I T C の統合や高機能化、精密な製造工程など、極めて高度な付加価値を担っております。このように産業に相応の評価を与えることが、愛媛における公平な競争環境を整えることに繋がってきます。

次に電機産業の経営状況ですが、電機連合加盟大手組合 12 社の状況は、2024 年度の業績は増益增收であったものの、2025 年度の第 1 クオーター見通しとしては、前年比減収減益となっております。2025 年度は、売り上げ、利益共に成長傾向を示す企業が複数あって、期初計画を維持する企業が複数ありますが、米国の関税施策や、為替変動、原材料価格高騰、中国市場の低迷などがリスク要因として名指しされており、先行きの不透明感は強いものであります。また、地方協議会加盟 4 社において、個社により状況は異なるものの、半導体需要回復の遅れが顕著になっており、これが業績に表れております。

今年の電機連合の春闘の結果ですが、大手組合では定期昇給に加えて、多いところで 17,000 円、平均で 1 万 4 ~ 5 千円のベースアップをしています。中堅中小労組組合においても、追随して大幅な水準改善がありました。それぞれ地協組合の 18 歳最低賃金協定

額や初任給においても、1企業を除き大幅な引き上げとなっています。

結びとなりますが、電機産業の労働者は、日本のものづくりの基盤を支える労働者であり、地域社会を支える存在でもあります。その働きに見合った最低限の評価がなければ、愛媛から人も技術も流出し、地域経済の活力も失われてしまいます。現場で汗をかいて働く労働者の声に耳を傾けていただき、前向きな御審議をお願いします。

以上です。

○園田部会長

ありがとうございました。

続いて、使用者側委員から金額審議にあたっての基本的な主張の部分の説明について、20分を目安にお願いしたいと思います。

○阿部委員

愛媛県の電機産業の特定最低賃金は四国内の他県と比較しても高い傾向にあります。Bランクの他県と比較しても、その差額は縮小傾向にありますが、まだ他県と比べても高い差額となっております。Bランクの都道府県の中でも一部都市部周辺の県を除けば、愛媛県の電機特定最低賃金は、他県と引けを取らない金額になっていると思います。

令和6年度の電機産業特定最低賃金の全国加重平均は994円ですが、愛媛県の1,038円は全国平均を大きく上回っており、使用者側としては令和5年度の差額よりも拡大していると考えております。今年度、愛媛県の最低賃金が77円の大幅な引き上げとなっておりますが、特定最低賃金はそこまでの引き上げは必要ないと考えております。

また、光熱費や原材料費も2024年度の高止まりの傾向のまま推移しており、円安や燃料価格の高騰が影響して、2025年度も下がることなく上昇していくものと思います。政府の補助もなくなるので、光熱費などの上昇も避けられないものと思います。

光熱費、原材料費、人件費の高騰が続くものの、一方で価格転嫁は進んでいないと思っております。今年7月の帝国データバンクの価格転嫁に関する調査においても、販売価格への転嫁率は39.4%ということで、原材料費に関しては48.2%、人件費に関しては32%、物流費は35.1%、エネルギーコストは30%という価格転嫁状況となっておりますので、大幅な人件費の増加とか、すぐに販売価格に転嫁できない状況です。中小企業から、規模の大きな会社への値上げ要請は厳しい状況が続いていると感じております。

そういう中でも愛媛県最低賃金が77円引き上げられ、物価の上昇も昨年から引き続いて上昇しており、特定最低賃金を引き上げることが必要だとは、我々も理解しております。また、四国財務局の調査の中でも従業員確保の取り組みとして、賃金引き上げ、福利厚生の充実ということが、各社の中でも上位を占めていますので、採用面でも各社で頑張って初任給引き上げや既存社員の賃金引き上げを行っている状況だと思います。

ただ、経費、原材料費、人件費と増加する費用について、全ての価格転嫁ができるおらず、愛媛県最低賃金並みの引き上げは難しいと考えています。

しかし、他の産業や都道府県に人材が流出しないよう、県内の電機産業に優秀な人材

が残ってもらうことは、使用者側も必要なことだと思っております。
以上です。

○園田部会長

ありがとうございました。労使各側委員の御主張に関しての質問は、この後の二者間に分かれての協議の中で行うことといたします。

それでは、二者間に分かれての具体的な金額審議に入りたいと思います。

(以降具体的な金額審議)

○労働者側（1回目）

他産業との均衡、人材流出の防止、また技能に対する正当な評価の観点を踏まえ、地域内加盟組合の18歳最低賃金額が1,184円であるので、その95%は必要であるとして、現行の愛媛県電機特定最低賃金から87円引き上げた1,125円（引上げ率8.38%）を提示した。

○使用者側（1回目）

先程の主張を踏まえ、電気機器賃上げ率5.63%相当の引き上げが妥当として、現行の愛媛県電機特定最低賃金から58円引き上げた1,096円（引上げ率5.59%）を提示した。

（部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す。）

○労働者側（2回目）

結審に向けて歩み寄るとして、協定を結んでいる4労組の18歳最低賃金の昇給率が平均で7.4%であることから、現行の特定最低賃金額1,038円に7.4%乗じた金額が77円となるため、現行の愛媛県電機特定最低賃金から77円引き上げた1,115円（引上げ率7.42%）を提示した。

○使用者側（2回目）

結審に向けて歩み寄るとして、現行の愛媛県電機特定最低賃金額から60円引き上げた1,098円（引上げ率5.78%）を提示した。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体協議を再開することに一同同意）

○園田部会長

お待たせしました。全体会議を再開いたします。

本日は第2回目までの金額提示を行っていただきました。提示額は、

労側 時間額 1,115円、引上げ額 77円、引上げ率 7.42%
使側 時間額 1,098円、引上げ額 60円、引上げ率 5.78%
でした。

労使の合意に至らなかつたため、今回の結果をお持ち帰りいただいて、次回に臨んでいただきたいと思います。

次回の第3回では、労働者側委員から金額提示をお願いします。

また、次回は、労使の合意による結論が得られますよう、さらなる歩み寄りをお願いいたします。

続いて議事項番4「その他」に入ります。

事務局から次回の日程等のお知らせがあります。

○賃金室長

次回第3回専門部会は、10月20日（月）午前10時00分から、松山若草合同庁舎7階の共用会議室で開催します。

事務局からは以上です。

○園田部会長

他になければ、以上をもちまして第2回専門部会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。